

## 平成28年第4回美郷町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成28年5月11日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告（平成28年2月分）
- 第 4 町長の招集あいさつ
  - 議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 議案第34号 財産の取得について
- 第 9 議案第35号 財産の取得について
- 第10 議案第36号 美郷町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第11 議案第37号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第2号

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	煙山光成君	生涯学習課長	高橋一久君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。
- ただちに会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、武藤 威君、9番、泉 美和子君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

- 議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
- お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### ◎議長の諸般の報告

- 議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 1として、町の監査委員より、例月出納検査平成28年2月分の結果報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集あいさつ

- 議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。
- 本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。
- 町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田 知己君） おはようございます。

平成28年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、この度の熊本県を中心に発生している地震により、お亡くなりになられた方々へお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援のためにご尽力されている方々に深く敬意を表します。被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

次に、強風被害に対する町の対応状況について、ご報告いたします。4月17日、発達した低気圧の接近に伴い、秋田県内に強風注意報が発令され、被害の報告が相次いだことから、同日午後6時20分に美郷町災害警戒部を設置いたしました。この強風により、住家の屋根の一部破損が8棟、非住家の屋根の一部破損が5棟、農業用施設ではパイプハウスの破損が215棟の被害がありました。また、公共施設関係では、上鏈田住宅の屋根の破損があり、緊急を要することから、予備費で対応いたしました。なお、災害警戒部は4月18日午後5時をもって解散いたしました。

次に提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

承認第3号から承認第5号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第3号及び承認第4号は、地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の公布に伴い専決処分した美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第5号は、交付税、交付金及び町債等の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した平成27年度美郷町一般会計補正予算第11号について報告し、承認を求めるものです。

議案第34号及び議案第35号「財産の取得について」ですが、緊急告知FMラジオ及び美郷町消防団員用活動服の取得にかかる契約について、お諮りするものです。

議案第36号「美郷町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について」ですが、県営土地改良事業の実施に伴い、対象事業の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第37号「平成28年度美郷町一般会計補正予算第2号」ですが、戦略作物生産拡大基盤整備促進事業に係る分担金及び負担金の追加、湧水保全フォーラム全国大会関連予算の組み替え及び美郷町観光協会補助金の増額等による歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜ります

ようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤 敦子君） 承認第3号 美郷町税条例等の一部改正の専決処分について、ご説明いたします。2ページ専決処分書をご覧ください。専決第3号は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、ただちに美郷町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、ご承認をお願いするものでございます。

改正条文は3ページから19ページまでございますが、はじめに今回のおもな改正内容についてご説明申し上げます。1点目は、町民税の法人税割の税率を現行の9.7%から6%に引き下げる改正で、平成29年4月1日から施行するものでございます。2点目は、軽自動車税の環境性能割の導入に伴う、規定の新設及び整備をするもので、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更し、平成29年4月1日から施行するものでございます。3点目は、平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例について、1年間延長する改正でございます。

それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明申し上げます。議案資料集1ページをご覧ください。第18条の2は、行政不服審査法の改正による字句の改正でございます。第18条の3及び第19条は環境性能割導入に伴う名称変更及び字句の変更等所要の改正をするものでございます。2ページ下段第33条の4は、町民税の法人税割の税率を現行の9.7%から6%に引き下げるものでございます。これは、国が企業立地などに起因する税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率引き下げ分相当額を、国税による地方法人税を創設し、地方交付税原資とするとの見解が平成26年に示されております。次の第42条から9ページ上段57条までは、地方税法の改正に伴い、町民税に係る字句の変更等所要の改正、延滞金の計算方法の規定及び固定資産税に係る字句の変更等所要の改正を行うものでございます。9ページ中段第77条は、軽自動車税を三輪以上の軽自動車に対し、環境性能割によって、その所有者に種別割により課す規定をするものでございます。次の第78条から15ページ下段第87条までは環境性能割導入にあ

わせて、名称変更及び字句の変更等所要の改正をするものでございます。16ページ中段附則第4条は、平成30年度から34年度の町民税において、医療用から転用された医薬品を購入した場合、年間の支払額が1万2千円を超える部分で8万8千円までの金額について、総所得金額から控除できる規定でございます。同じページ下段附則第8条の3は、熱損失防止改修工事の固定資産税の減額を申請する際の添付書類について規定するものでございます。17ページ中段附則第13条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は秋田県が行う旨の規定でございます。附則第13条の3は、知事が普通自動車に対し、環境性能割を減免した場合における、軽自動車の環境性能割の減免について規定するものでございます。附則第13条の4は、知事に対する軽自動車税の環境性能割の申告義務を規定するものでございます。附則第13条の5は、環境性能割について、徴収額の5%を徴収取扱費として、秋田県に交付する旨の規定でございます。附則第13条の6は、環境性能割の税率について当分の間0.5%から2%の範囲にする旨の規定でございます。18ページ中段附則第14条は、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、初めて車両番号の指定を受ける、減税対象車を取得する場合に限り、平成29年度分について特例措置が適用される旨の規定及び環境性能割導入にともなう名称変更、字句の変更等でございます。続きまして20ページ中段附則第6条は、環境性能割の導入に伴う字句の変更でございます。22ページから25ページの附則第5条は地方税法施行規則の改正に伴うたばこ税の字句の変更でございます。

議案集の別紙条例にお戻りいただき、17ページから19ページまでの附則をご説明いたします。17ページ第1条は、本年4月1日からこの条例を施行する旨を規定するほか、町民税延滞金の計算方法の規定及びたばこ税に関する経過措置の規定の一部の改正については、平成29年1月1日から施行される旨、並びに町民税の法人税割の改正規定、軽自動車税種別割の改正規定、及びたばこ税の改正規定については、平成29年4月1日から施行される旨を規定してございます。18ページ上段第2条は、町民税延滞金の計算方法の改正について、平成29年1月1日以降に納期限が到来する町民税に適用、特定一般用医薬品の購入費を支払った場合の医療費控除については、平成30年度以降の町民税に適用、法人税の税率改正については、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人町民税に適用する旨規定してございます。第3条は、平成28年4月1日以後に改修する家屋等、熱損失防止改修工事の固定資産税の減額について、平成29年度以後の固定資産税に適用する旨規定してございます。第4条は、軽自動車税の環境性能割に関する規定及び種別割に関する規定について、平成29年度以後の軽自動車税に適用する旨

規定してございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤 敦子君） 承認第4号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、ご説明いたします。議案22ページ専決処分書をご覧ください。

専決第4号は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、ただちに国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご承認をお願いするものでございます。改正条文は23ページでございますが、はじめに今回のおもな改正内容についてご説明申し上げます。

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の限度額を合計4万円引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の減額において、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を見直し、対象者の拡大を図るものでございます。

それでは、議案資料集26ページ新旧対照表にて、ご説明申し上げます。第4条第2項において、基礎課税額を52万円から54万円とし、同条第3項において後期高齢者支援金等課税額を17万円から19万円とし、課税限度額を合計4万円引き上げるものでございます。これにつきましては、中間所得者層の負担軽減を目的としたものでございます。第25条第1項では、国民健康保険税の減額を規定してございますが、第1項第2号では、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割を減額する規定であり、所得の判定基準額を現行の26万円から26万5千円に増額するものでございます。27ページ第3号では、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割を減額する規定であり、所得の判定基準額を現行の47万円から48万円に増額するものでございます。附則につきましては、議案集にてご説明いたします。23ページの別紙条例をお願いいたします。

附則第1条施行期日でございますが、本条例の改正は、本年4月1日に施行するものであります。第2条では、本条例を平成28年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。



議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間 和彦君） 承認第5号についてご説明いたします。27ページ専決処分書をご覧ください。平成27年度美郷町一般会計補正予算第11号につきまして、平成28年3月31日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,075万6千円を追加する件、繰越明許費の変更1件及び地方債の変更2件でございます。はじめに、31ページ第2表繰越明許費補正をご覧ください。これは、地方創生加速化交付金を財源とする“生菓の里美郷”構想推進事業につきまして関連予算中、業務委託料に繰り越し分の追加を見込み補正するものでございます。続きまして32ページ第3表地方債補正をご覧ください。これは、合併特例債及び過疎対策事業債につきまして充当事業の事業費の確定により限度額をそれぞれ減額するものでございます。続きまして歳入についてご説明いたします。36ページ、37ページの2款地方譲与税から42ページ、43ページの20款町債まででございますが、平成27年度分の交付額が決定したこと及び事業費の確定などにより当該年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。これにより平成27年度の2款から10款までの交付金等の歳入額が確定しまして、総額が67億5,051万5千円となりました。前年度との比較で1億45万6千円、1.5%の増となっております。

次に歳出についてご説明いたします。44ページ、45ページをご覧ください。2款1項2目の行政推進費から46ページ、47ページ中段の10款5項2目の保健体育施設費までにつきましては、歳入で説明させていただきました町債の減額により財源の振り替えを行うものでございます。続きまして13款1項1目基金費でございますが、関係条例の規定に基づき、ふるさと美郷子ども育成基金に111万5千円、財政調整基金に2万4千円、減債基金に2万2千円を積み立てるものでございます。14款予備費につきましては、歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

承認第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第5号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第34号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小原 隆昇君) 議案第34号について、ご説明をいたします。提案の理由でございますが、緊急告知FMラジオを購入するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。契約の内容でございますが、緊急告知FMラジオ2,200台を3,174万4,224円で秋田市の株式会社エフエム秋田から購入するもので契約書案並びに仕様につきましては議案資料集28ページ、29ページをご覧いただきたいと存じます。随意契約とする理由でございますが、この製品につきましては町内のみでの緊急起動とするため、町専用の制御信号を必要といたします。また、緊急時には確実に受信できる性能が求められております。緊急時の制御信号の送信側と受信側が密接不可分であることから契約の相手方が特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び美郷町財務規則第116条第1項第1号の規定に基づき同社と随意契約するというにいたしましたものでございます。納入期間は8月31日までとさせていただきます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第34号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号 財産の取得については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第35号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第35号 財産の取得についてご説明いたします。契約書の案は議案資料集の30ページに、入札の執行の詳細につきましては31ページに掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。美郷町消防団員用活動服357着を購入するにあたりまして4月27日に指名競争入札により入札を執行した結果、848万2,320円で美郷町六郷の小西合名会社に落札となりましたので、契約にあたり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、本契約の納期限は、10月28日でございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、村田 薫君。

○5番(村田 薫君) 今回の活動服の発注数は357着となっておりますが、実員数というか現在の人数は362名と聞いております。5名分ほど足りないわけですが、そこら辺の団員増を考え、多めに発注すべきと思うのですが、その対応を1つとあと服の素材そのものが耐燃性とか、柔軟でよく活動できる素材のもので準備されておるものなのか、この2点について伺います。

○住民生活課長(小原 隆昇君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。発注数は357

着、現有の団員数は362名とご指摘のとおり5名の差がございますが、発注数につきましては4月1日現在の団員数で発注してございます。団員数との乖離につきましては、団員数そのものが常に異動してございますので、不足が生じた際には、その都度対応してまいるといふことにてございます。また、議員ご指摘の多めに発注ということでございますが、団員ひとりずつのサイズがございまして、多めに発注するということは現在のところ無理ということをご理解いただきたいと思います。また、2点目の素材でございますが、消防団員の制服基準が消防庁告示でございまして、その仕様に加えまして、今回は難燃性、伸縮性の両方を満たす生地を使用した製品を選定してございます。議案資料集31ページにございますが、仕様につきまして活動上衣、活動ズボンとございまして2製品を指定してございます。この2製品両方とも難燃性及び伸縮性を備えた生地を使用しているということでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第35号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第36号 美郷町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） 議案第36号についてご説明いたします。提案理由であります。県営土

地改良事業である戦略作物生産拡大基盤整備促進事業中、農地の石礫破碎工、いわゆるストーンクラッシャー工法による土層改良事業の実施にあたり受益者からの分担金の徴収が伴うため、美郷町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正したく提案するものでございます。改正条文は54ページであります。新旧対照表にてご説明いたしますので議案資料集32ページをご覧ください。第1条は当該事業の実施に伴う分担金の徴収についての根拠規定を土地改良法から地方自治法に改めるものでございます。第2条は第1条の改正に伴う表記の改正でございます。第3条は既に完了している事業についての規程を削除するとともに分担金の徴収が伴う、このたびの事業名称及び分担金の額を別表として規定するものでございます。また附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。説明は以上であります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第36号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 美郷町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第37号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

- 企画財政課長（本間 和彦君） 議案第37号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。今回の補正の内容でございますが、1,050万7千円を追加するものでございます。はじめに、歳入につきましてご説明いたします。62ページ、63ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。
- 農政課長（高橋 穰君） 11款2項1目1節の農業費分担金の県営土地改良事業分担金であります。先ほど議案第36号で説明いたしました戦略作物生産拡大基盤整備促進事業の実施に伴い、今年度の事業費1,000万円の10%を受益者負担金として予算計上するものでございます。なお、今年度の事業個所は17か所、面積は合計で728アールでございます。歳入は以上です。
- 企画財政課長（本間 和彦君） 続きまして歳出につきましてご説明いたします。64ページ、65ページをお願いいたします。2款1項2目行政推進費でございますが、住民活動センターの調理実習室備え付け備品であります冷蔵庫の老朽化に伴う更新経費を計上してございます。
- 教育総務課長（煙山 光成君） 3款2項3目児童福祉施設費ですが、仙南すこやか園及び千畑なかよし園の遊具で、経年劣化により使用に適さない物を撤去する工事請負費でございます。4目子育て支援費ですが、放課後児童クラブの施設整備に関する経費でありまして経年劣化により防災機能が懸念される仙南っ子児童クラブのカーテン改修を工事請負費に、また、児童数の増加に伴い各児童クラブの下足棚、ロッカー等に不足が生じておりますので、その購入費を備品購入費に計上してございます。
- 住民生活課長（小原 隆昇君） 4款1項3目環境衛生費ですが、7月1日に開催する湧水保全フォーラム全国大会予算につきまして、補助機関の県との協議によりまして8節、11節、13節の講師派遣、資料印刷、看板製作につきまして町が直接実施することとし、同額を19節の実行委員会補助金から組み替えるものでございます。
- 農政課長（高橋 穰君） 6款1項8目19節負担金補助及び交付金の県営事業負担金ですが、戦略作物生産拡大基盤整備促進事業に対し、事業費1千万円の7.5%の町負担分75万円と歳入で予算計上した受益者負担金の100万円をあわせて事業負担金として予算計上するものでございます。
- 商工観光交流課長（藤田 信晴君） 66ページ、67ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費3目観光費11節需用費ですが、小荒川字長面地区の長面会館西側十字路に設置しております案内看板についてぐらつきが見られ、傾いていることから修繕費用の補正をお願いをするものでございます。同じく19節の負担金補助及び交付金でございますが、観光協会に対し本年度は町職員を派

遣しないことにともない、臨時職員の人件費等を補助するため、補正をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山 光成君） 10款教育費 1 項 2 目事務局費ですが、角館高等学校定時制課程の入学者が 1 人増えたことに伴い、補助金の増額をお願いするものでございます。3 目教育助成費ですが、安全・安心メールの配信にあたり放課後児童クラブのライセンスに関する保守委託料を追加する費用でございます。続きまして 2 項小学校費 1 目学校管理費ですが、千畑小学校の遊具で経年劣化により使用に適さない物を撤去する費用でございます。3 項中学校費 1 目学校管理費ですが、美郷中学校体育館ステージ内に設置しております大型スクリーンが故障して使用できないため、その交換工事費用でございます。

○生涯学習課長（高橋 一久君） 次のページをお願いいたします。10款 4 項 1 目社会教育総務費でございますが、学友館特別展で金澤翔子書展の開催経費を当初予算で計上しておりましたが、先方との調整の結果、8 節、12 節及び 13 節物品運搬作業等委託料を 13 節の事務事業委託料として組み替えて契約するものでございます。なお、11 節は、金澤翔子さんの作品は屏風等が多く展示用スペースに台座等を設置する経費の追加をお願いするもので、13 節の特別展看板作成委託料は、PR 用の看板設置経費でございます。次の表装委託料は席上揮毫していただいた作品を額装する費用をお願いするものです。また、開催日程も調整がつきまして、特別展を 7 月 3 日から 8 月 7 日の日程で学友館において開催し、7 月 3 日には、美郷中において金澤翔子さんの席上揮毫会並びにお母様の講演会を開催する運びとなりましたので報告いたします。以上です。

○教育総務課長（煙山 光成君） 5 項 3 目学校給食費ですが、フロン排出抑制法の定めにより、学校給食センターエアコン室外機 6 台につきましてフロンガスの漏えい点検等を行う必要があり、その点検調査費用でございます。歳出は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11 番、熊谷隆一君。

○11 番（熊谷 隆一君） 64 ページの農林水産業費のことについて伺います。このことにつきましては課長から説明がありましたけれども、ストーンクラッシャーにつきましては、事業がなんとなるか、噂の段階から機械が入ったとか、いろいろなほかの補助事業、農機具の導入の補助事業等に比べて違うやり方ですすめられているなというふう感じておりました。今回は県営事業ということのようだけれども、その内容等について説明をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） ただいまのご質問についてご説明いたします。当事業につきましては県営事業という扱いになっておりまして、その要件がございます。例えば、受益者面積が10アール以上なければならないとか圃場の区画面積が20アール以上あるいは農道の幅員が5メートル以上、または夏の施工が実施可能であること、いわゆる今年度の作付けが休止してもよいというような条件のもとで対象となります。また、30ミリメートル以上の石礫含有率が概ね5%以上である水田及び普通畑というようなさまざまな条件がございますが、たくさんの要望がございましたが、それをクリアする形の対象農地の実施となっております。県の事業発注でございまして、それに対する町の負担金ということで圃場整備の負担金と同率の17.5%を申請側の町の方で負担する形となっております。その中で町が7.5%、受益者が10%の負担という形で事業が進められることとなっております。なお、事業年は今年度から3か年ということになってございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 熊谷隆一君。

○11番（熊谷 隆一君） 事業の内容につきましてはわかりましたけれども、機械の所有者と事業主体である県との関係等について伺います。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） あくまでも当事業につきましては、発注が県の方であります。県の方で、例えば土木施工業者等に事業を発注することになるかと思いますが、その先で、購入されてあるストーンクラッシャーの破碎機械を使うかどうかという条件を付して契約の条件とすることになると思いますが、その条件につきましては町側では、把握することができない状況であります。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第37号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。



---

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これもちまして、平成28年第4回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時50分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成28年5月11日

美郷町議会議長 高橋 猛

署名議員 武藤 威

署名議員 泉 美和子